第六章の附属書Ｂ　電気通信サービス

第Ｂ・一条　適用範囲

1　この附属書の規定は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2　この附属書の規定は、各締約国の法令に規定する放送サービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。

3　この附属書のいかなる規定も、次のことを要求するものと解してはならない。

(a)　締約国が、他の締約国のサービス提供者に対し、電気通信の伝送網又は伝送サービス（附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載するものを除く。）を設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可すること。

(b)　締約国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は締約国が当該電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供することを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

第Ｂ・二条　定義

この附属書の規定の適用上、

(a)　「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。

(b)　「最終利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの加入者又は最終的な消費者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。

(c)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

(i)　単一又は限られた数の提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(d)　「専用回線」とは、二以上の指定される地点の間の電気通信設備であって、特定の利用者の利用に供するために割り当てられたものをいう。

(e)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有する提供者をいう。

(i)　不可欠な設備の管理

(ii)　当該市場における自己の地位の利用

(f)　「差別的でない」とは、同様の状況において、同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。

(g)　「個人の情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関するあらゆる情報をいう。

(h)　「公衆電気通信の伝送網」とは、ネットワークの定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(i)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、電信、電話、テレックス及びデータ伝送（典型的には、二以上の定められた地点の間で、顧客が提供する情報について、当該地点の終端において当該情報の形態又は内容に変更を伴わずに行う伝送）を含む。

(j)　「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(k)　「電気通信規制機関」とは、締約国の法令の下で電気通信の規制について責任を負う当該締約国の領域内の一又は二以上の機関をいう。

(l)　「利用者」とは、最終利用者又は公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスの提供者をいう。

第Ｂ・三条　アクセス及び利用

1　各締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載するサービスの提供に関して、他の締約国のサービス提供者が透明性のある、合理的な、かつ、差別的でない条件で適時に公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用が認められることを確保する。この義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。

2　各締約国は、他の締約国のサービス提供者について、当該各締約国において又は当該各締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービス（専用回線を含む。）へのアクセス及びこれらの利用を確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a)　当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b)　専用回線又は自営回線を、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと接続すること又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続すること。

(c)　サービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスが公衆一般にとって利用可能であることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

3　各締約国は、他の締約国のサービス提供者が当該各締約国内の及び当該各締約国の国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びにいずれかの締約国の領域においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができることを確保する。

4　3の規定にかかわらず、締約国は、次の目的のために必要な措置をとることができる。

(a)　通信の安全及び秘密を確保すること。

(b)　公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終利用者の個人の情報を保護すること。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

5　各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスに関する責任、特に、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする当該提供者の能力を確保するために必要な場合

(b)　公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

6　5に定める基準を満たす場合においては、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにこれらの利用の条件には、次の事項を含めることができる。

(a)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

(b)　必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及び第Ｂ・十七条に定める目標の達成を促進するとの要件